

新たな子育て支援計画の策定について

1 目的

「文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）」が本年度に計画期間の最終年度となることから、引き続き、本区の最上位計画である『「文の京」総合戦略』に掲げる将来都市像の実現に向け、子ども・子育て支援施策の継続性と更なる取組を推進するため、次期「文京区子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）」を策定する。

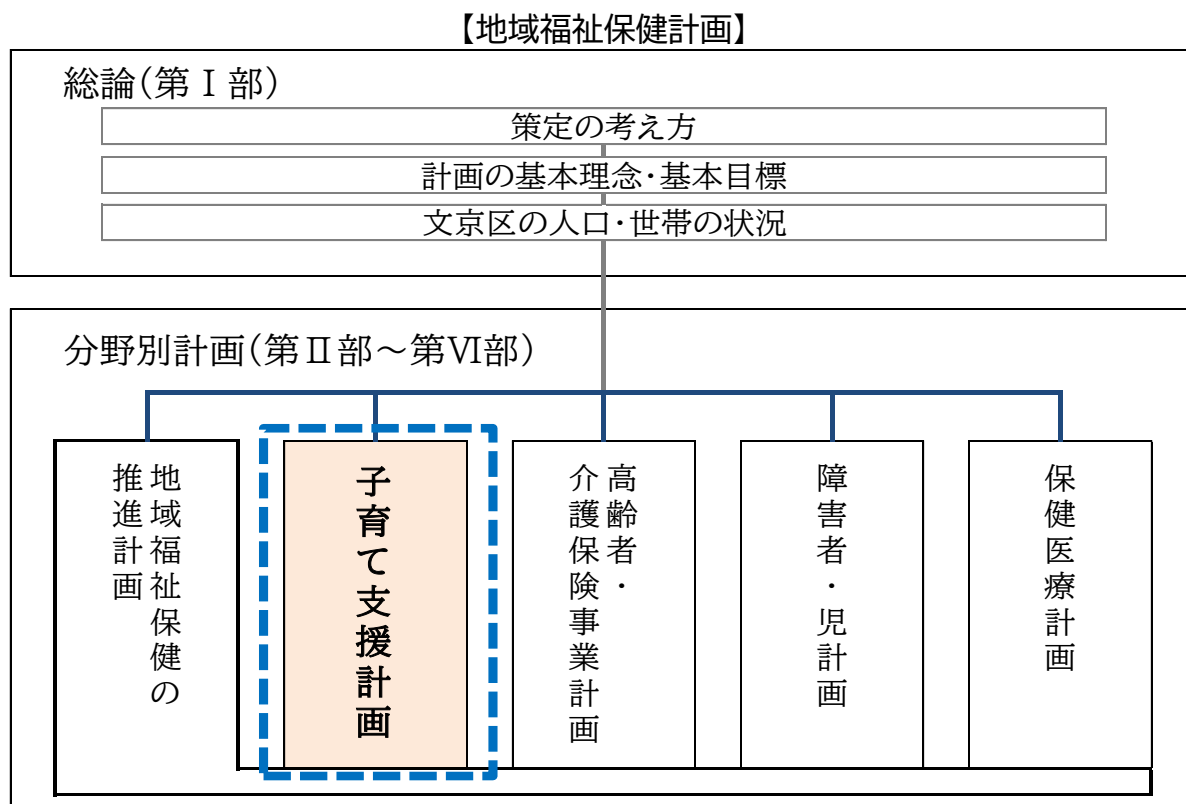
2 計画の位置付け

子育て支援計画は、区の福祉保健施策を推進するための基本となる「地域福祉保健計画」の分野別計画であると同時に、各法令に規定された次に掲げる行政計画としての性格を包括するものとする。

| 法律に基づく計画名 | 根拠法令 | 本区における計画名 |
|---------------|------------------------|-----------|
| 次世代育成支援行動計画 | 次世代育成支援対策推進法 第8条第1項 | 子育て支援計画 |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法 第61条第1項 | |
| 子どもの貧困対策計画 | 子どもの貧困対策推進法 第9条第2項 | |

3 地域福祉保健計画と子育て支援計画の関係

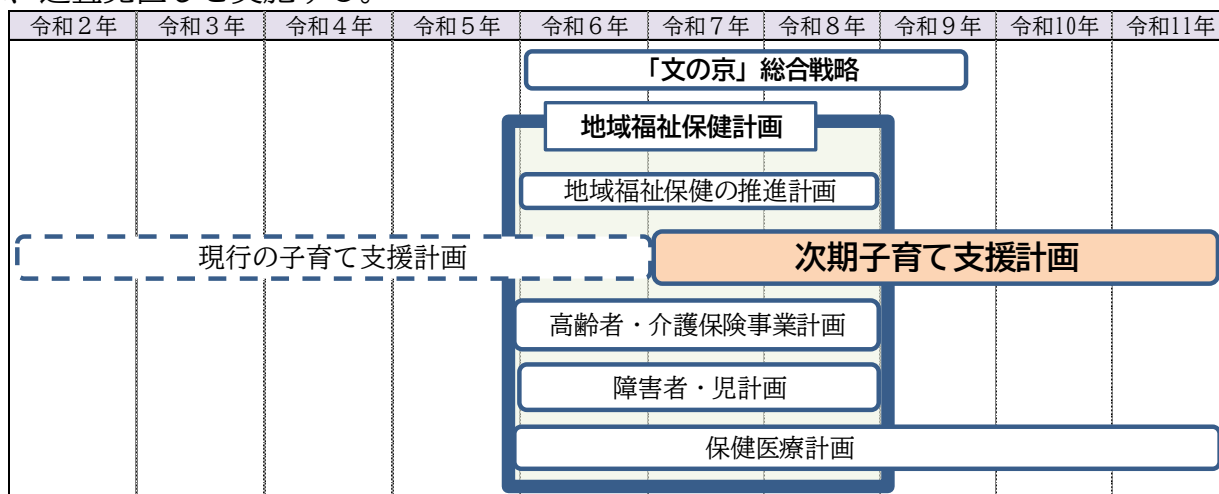
地域福祉保健計画は、計画全般に係る目的、基本理念、基本目標等を取りまとめた総論と、子育て支援計画を含む5つの分野別計画で構成される。



4 計画期間

次期子育て支援計画は令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とする。

なお、将来人口の変化等により、計画期間中に見直しが必要な状況となった場合には、適宜見直しを実施する。



5 次期計画の策定に当たっての検討課題（案）

(1) 将来人口の変化を見据えた対応

区独自の将来人口推計では、本区の総人口は令和20年まで増加を続け、その後は緩やかに減少に転じると予測されている。区全体の人口規模や年齢構成等、将来人口の変化を見据え、本区の特徴を反映した子育て支援施策の推進を図る必要がある。

(2) 重層的なセーフティーネットの構築等の推進

子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中、子育て家庭の孤立化への対応やヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行う子ども）への支援のほか、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう重層的支援体制の整備にあわせ、行政や地域団体、民間事業者等の多機関が「子ども」を含む分野横断的に連携・協働した重層的なセーフティーネットを構築する必要がある。

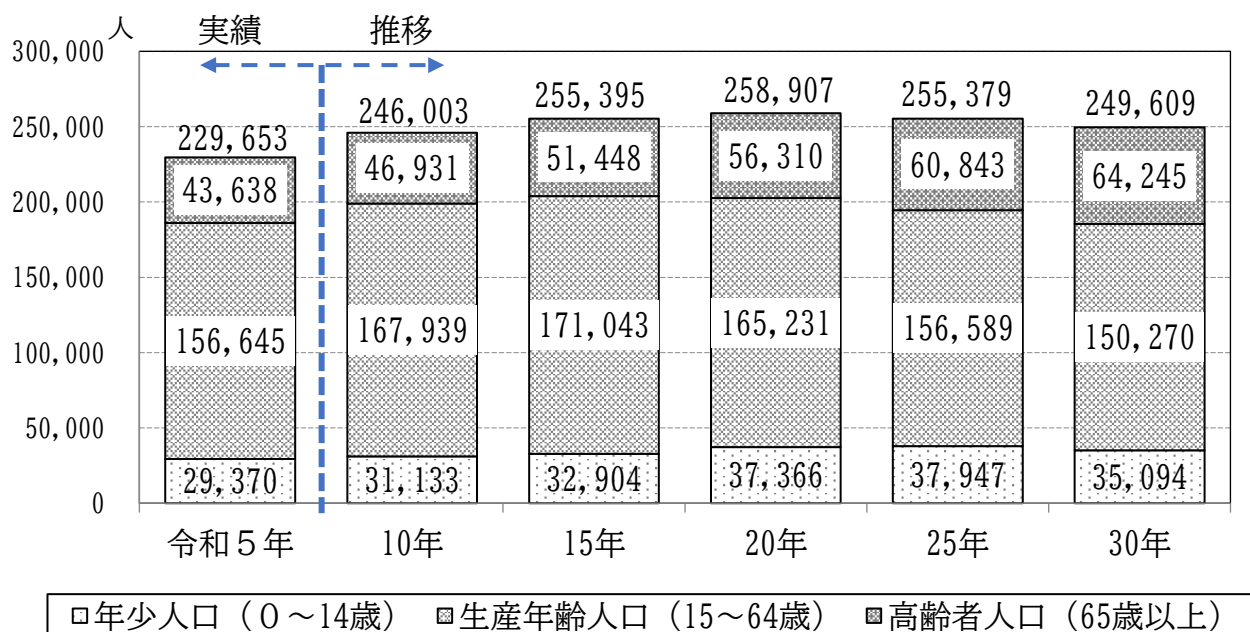
(3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること

子ども・子育て支援法における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、最新の出生数や人口動態のほか、令和5年度実施の「文京区子ども・子育て支援に関する実態調査」の結果等を踏まえ、量の見込みや確保方策の目標値等を設定する。また、児童福祉法の改正により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設されたことに伴い、量の見込みや確保方策を検討し、計画的な整備を進めていく必要がある。

(4) 子どもの意見表明に関すること

令和5年4月施行のこども基本法において、子どもの意見表明機会の確保や子どもの意見の尊重等が基本理念に掲げられている。また、本区では、子どもの最善の利益を守るため、「（仮称）子どもの権利擁護に関する条例」の制定（令和8年3月予定）に向けて検討を進めている。子どもの視点に立ち、子どもに関する様々な課題に適切に対応し、子ども・子育て支援施策の充実につなげるため、計画策定の過程等において子どもが意見を述べるができる機会を提供する必要がある。

【将来の人口推計】



(「文の京」総合戦略から一部抜粋)

6 策定スケジュール (予定)

- 令和6年 6月 議会報告 (子育て支援計画の策定について)
- 7月 子ども・子育て会議及び子ども部会 (検討状況について)
- 8月 子ども・子育て会議及び子ども部会 (検討状況について)
- 9月 議会報告 (検討状況について)
- 10月 子ども・子育て会議及び子ども部会 (中間のまとめについて)
- 11月 議会報告 (中間のまとめについて)
- 12月 中間のまとめに関するパブリックコメント・区民説明会
- 令和7年 1月 子ども・子育て会議及び子ども部会 (最終案について)
- 2月 議会報告 (最終案について)
- 3月 子育て支援計画策定

7 その他

次世代を担う子どもや若者が、将来にわたり自分らしく健やかに成長していくことができるよう、年齢で必要な支援が途切れることなく子ども・若者支援を推進していくことが求められている。また、こども基本法において、子ども・若者育成支援施策の推進等を含む「市町村こども計画」の策定が努力義務とされているため、本区の子ども・若者育成支援施策を整理した上で、「こども計画」のあり方の検討を進める。

(参考) 現行の子育て支援計画(令和2年度～令和6年度)の概要

(1) 基本理念

- 人間性の尊重
- 自立の支援
- 支え合い認め合う地域社会の実現
- 健康の保持・増進
- 協働による地域共生社会の実現
- 男女平等参画の推進

(2) 主要項目及び計画体系

| | |
|------------------------|------------------------|
| 1 子どもの健やかな成長の支援 | 4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり |
| (1) 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援 | (1) 児童虐待防止対策の充実 |
| (2) 子どもの健康増進 | (2) 児童相談所設置に向けた取組 |
| (3) 子どもの発達に寄り添った支援 | (3) 組織横断的な相談体制の構築 |
| 2 より良い子育てを支える取組 | (4) 子どもの貧困対策 |
| (1) 保育所・幼稚園の充実 | 5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築 |
| (2) 多様な保育ニーズへの対応 | (1) 地域との協働や地域活動の支援 |
| (3) 放課後の居場所づくり | (2) 子育て仲間作りの支援 |
| (4) 子育て情報の提供 | 6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備 |
| (5) 経済的負担の軽減 | (1) 防災に関する取組 |
| (6) 仕事と生活の調和に向けた取組 | (2) 青少年のための地域環境の整備 |
| 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成 | (3) 安心して外出できる環境の整備 |
| (1) 多様な教育ニーズへの対応 | (4) 子どもの安全の確保 |
| (2) 教育環境等の整備 | (5) 良好な居住環境の確保 |
| (3) 家庭と地域の教育力向上 | |
| (4) 青少年健全育成 | |